平成２５年（フ）第４４８号
静岡県沼津市岡宮1455番地の２　高尾コーポ202
債務者　坪井　りさ
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安本　　晋
４　破産債権の届出期間　平成26年３月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月16日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
静岡県沼津市八幡町１番地の１　カルチャー八幡301、前住所静岡県御殿場市板妻37番地の159
債務者　浅井ひろみ
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
４　破産債権の届出期間　平成26年３月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月18日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
広島県福山市新市町大字新市369番地２
債務者　岩崎賢三商店こと　岩崎　賢三
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　萩田　啓祐
４　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月９日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１４号
広島県福山市日吉台１丁目13番２号
債務者　藤川　恭市
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神原　宏尚
４　破産債権の届出期間　平成26年４月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月20日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６２６号
静岡市駿河区国吉田３丁目４番29号　リベルテ国吉田Ｂ棟、住民票上の住所静岡市清水区八坂西町16番13号
債務者　太田　吉則
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田　隆広
４　破産債権の届出期間　平成26年３月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月７日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２７号
静岡市駿河区国吉田３丁目４番29号　リベルテ国吉田Ｂ棟、住民票上の住所静岡市清水区八坂西町16番13号
債務者　太田まゆみ
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田　隆広
４　破産債権の届出期間　平成26年３月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月７日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７８号
三重県松阪市末広町２丁目174番地２センチュリーハイランドイースト113号
債務者　額賀　　崇
１　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　　太
４　破産債権の届出期間　平成26年３月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月15日午後３時
６　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１５２号
横浜市南区南太田１丁目26番22号
債務者　中村　　裕
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　　尚
４　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月26日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７号
神戸市中央区北長狭通３丁目10番１号　ＣＲＯＳＳ　ｂ１ｄ４Ｆ、従前の住所兵庫県加古川市上荘町井ノ口729番地
債務者　藤井　裕子
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊東　香保
４　破産債権の届出期間　平成26年３月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６７号
兵庫県明石市東朝霧丘33番１―605号
債務者　髙橋みゆき
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　大介
４　破産債権の届出期間　平成26年３月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月20日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
新潟市北区名目所２丁目1506番地４
債務者　山崎　政弘
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　直己
４　破産債権の届出期間　平成26年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７号
新潟市北区松浜新町32番25号
債務者　齋藤　由隆
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村山　雄亮
４　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１３４号
広島市南区東雲２丁目15番38―205号
債務者　木狭谷　誠
１　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向井　　良
４　破産債権の届出期間　平成26年３月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午後４時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部